

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2025年
4・5月号
No.379

令和7年度
第15回

税に関する

絵はがきコンクール

小学生作品大募集!!

当日消印有効
9/12(金)
まで!!



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということをお小生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

入賞者には豪華副賞プレゼント!!参加賞は全員に!!

- 賞** 最優秀賞:1点 世田谷区内共通商品券 5,000円
- 賞** 上位入賞:7点 世田谷区内共通商品券 3,000円
- 賞** 優秀賞:5点 世田谷区内共通商品券 1,000円
- 賞** 入賞:30点 世田谷区内共通商品券 500円
- 賞** 参加賞:全員

募集内容

- 1 テーマ**
税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。
- 2 応募資格**
北沢税務署管内の小学5・6年生(低学年も可)
- 3 応募締切**
令和7年 9月12日(金) 当日消印有効
- 4 応募方法及び応募先**
専用の応募用紙を切り取り、学校で応募の場合は完成作品を学校の先生にお渡しいただくか、直接応募の場合、切手を貼り「学校名」「学年・組」「氏名」「ふりがな」を記入し、北沢法人会まで郵送ください。詳細や応募用紙は下記北沢法人会までお問い合わせください。官製ハガキでも応募出来ます。
- 5 審査**
10月、絵画専門家・主催・後援関係者で公正に審査を行います。
- 6 表彰・発表** 11月、審査結果を学校宛にお知らせします。

① 最優秀賞	1点	共通商品券	5,000円
② 北沢法人会 会長賞	1点	〃	3,000円
③ 北沢税務署長賞	1点	〃	〃
④ 都税事務所長賞	1点	〃	〃
⑤ 世田谷区長賞	1点	〃	〃
⑥ 選考委員長特別賞	1点	〃	〃
⑦ 北沢法人会 女性部会長賞	1点	〃	〃
⑧ 努力賞	1点	〃	〃
⑨ 優秀賞	5点	〃	各1,000円
⑩ 入賞	30点	〃	各500円
⑪ 参加賞	全員	〃	〃

法人会とは 税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や、税の啓蒙・租税教育活動を積極的にすすめる約74万社の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど、地域に密着した活動を行い、地域社会のお役に立っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体・・・これが法人会です。

〈主催〉公益社団法人 北沢法人会 女性部会、公益財団法人 全国法人会総連合 〈後援〉 国税庁、北沢税務署、東京都世田谷区税務事務所

法人会の税制改正提言 実現事項



New 特集 「Close-up」 No.1

公益社団法人 北沢法人会
松林久行 顧問
第7代会長・平成19年5月～平成23年5月

税制委員会主催 公開税務研修会

一般社団法人 東京法人会連合会
女連協全体連絡会議&絵はがき選考発表

松林顧問の出身地:島根県 隠岐の島 浄土ヶ浦海岸



公益社団法人北沢法人会 今後の予定

- 5月10日(土) 10:00~12:00 代沢・代田支部「代沢わいわい文化祭(まつり)」/代沢地区会館
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください
- 5月11日(日) 11:00~14:00 梅丘支部「豪徳寺たまにゃん祭り」/豪徳寺商店街 近くにお住まいの方はぜひ遊びに来てください。
- 5月16日(金) 17:30~18:30 経堂支部「公開税務研修会」/昭和信用金庫経堂支店
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください
- 5月16日(金)、6月13日(金) 13:00~16:00 税理士相談 /北沢法人会館(相談者募集中) 税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談のつてくれます!
- 5月22日(木) 13:30~16:00 新設法人説明会/北沢法人会館 法人を設立した方へ「法人税」「消費税」「源泉所得税」の計算、申告・納付に至るまでをわかりやすく解説!

- 5月23日(金) 10:30~ 女性部会「あしながPウォーク」/見次公園・さやの湯処
- 5月26日~7月7日 毎週月・木18:00~20:00 簿記講習会初級コース/北沢法人会館 受講料:会員8,800円/非会員18,700円 全経商業簿記講座3級程度の内容です。
- 6月19日(木) 13:30~16:00 決算法人説明会/北沢法人会館 決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士会の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説!

緑色の予定は参加者募集中です!下記までお申込を!!

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。
Tel. 03-5450-7121 HP
Fax. 03-5450-7122 Mail
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

事務局通信

【公益社団法人北沢法人会 第14回通常総会・懇談会】

日時:6月10日(火) 15:30~19:30 場所:北沢タウンホール 2Fホール

※5月14日の理事会終了後、ご案内・出欠返信はがき(正会員には委任状はがき付き)を郵送いたします。正会員のみなさまにおかれましては、ご出欠にかかわらず5月30日(金)までに「委任状はがき」のご提出をお願いいたします。

出席・欠席にかかわらず
委任状はがきを
5/30(金)必着で
ご提出ください

ほうじん北沢

2025年 4・5月号 No.379
公益社団法人 北沢法人会 広報誌 第379号 令和7年5月1日発行



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定/コンテンツ.....1

New特集「Close-up」No.1 公益社団法人北沢法人会 松林久行顧問.....2-3

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項.....4

税制委員会主催 公開税務研修会.....5

組織・厚生委員会合同会議「会員増強・大型保障制度推進会議」.....6

一般社団法人東京法人連合会 女連協全体連絡会議&絵はがき選考発表.....7

青年部会「租税教育 代沢小学校」.....8

東法連第3ブロック青年部会連絡協議会.....9

青年部会「大懇親会&ご卒業を祝う会」.....10

北沢警察署「サイバーセキュリティセミナー」のご紹介 / 世田谷都税事務所からのお知らせ.....11

北沢税務署からのお知らせ.....12

会員紹介 株)コンタクト メディアステップ(合).....13

連載 No30ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子.....14

連載 経理の知識 税理士 角光将.....15

連載 大切です!就業規則 第82回 社会保険労務士 斉藤信之.....16

支部・部会・委員会活動 下北沢支部 梅丘支部 桜上水支部 経堂支部.....17-18

千歳台・船橋支部 南鳥山・粕谷支部 女性部会 第29回北沢グリーンミーティング.....19-20

リレー後記/税金クイズ 税金八先生!.....21



島根県 隠岐の島

New 特集「Close-up」No.1

公益社団法人北沢法人会
松林久行 顧問
第7代会長・平成19年5月~平成23年5月



北沢法人会にまつわる様々な「人・企業・イベントetc...」に焦点を当てる新企画。今回は、北沢法人会第7代会長でもある松林久行顧問をClose-upし、氏の横顔や法人会での活動・歴史をうかがいました。

Q:ご出身などプロフィールをお聞かせください。

私は島根県の隠岐の島の出身です。4つの有人島で全体の人口が1万9千人くらい、その中では一番大きい島「島後」の旧「都万村」(現隠岐の島町)という小さな村の生まれです。同級生は小学校が4人、中学校が24人、家庭は半農半漁で生計を立てており、4人兄弟の三男として育ちました。隠岐の島といえば、後鳥羽上皇や後醍醐天皇など、歴史上流人の島のイメージでしたが、最近では中ノ島の海士町が「島留学」を始めとして、島外からの移住を増やすことに成功し注目されています。

若かりし頃の私は海外を周る仕事に就きたいと思い、船長を志して隠岐水産高等学校に入学したのですが、1年生の頃大病を患い、船長をあきらめ、今度は法律を勉強し弁護士を目指そうと、高校卒業後、1年上の先輩を頼り上京しました。裕福な家庭ではありませんでしたので、夜間明治大学の法学部に通いながら、高校の恩師の紹介で大成出版社で働くことになったのです。

大成出版社は生活関連の法律書・法解説書を扱っている出版社で、今年で79周年を迎えます。販売部数は多くはありませんが、国や実務家にとっては「ないと困る」といった内容の

書物です。例えば交通法規ですと「交通小六法」という法律書を毎年出版しており、他にも建設業・不動産業の解説書など、さまざまな業界の本も出しています。また、単に法改正をお知らせするだけでなく、法律や国家資格に関する相談や提案なども行っており、それにより変化に則した出版が出来ております。全体的に専門性が高く、編集にはある程度の知識が必要のため、若手の頃担当した原子力基本法関連の出版など、ずいぶんと苦勞したことを覚えています。私は第4代の社長として、30年間代表を務めました。

Q:法人会へはどのような経緯で入られたのですか。

私が役員になった時、大成出版社はすでに法人会に入っており、21あった支部の第4支部の所属でした。羽根木1~2丁目、大原1~2丁目が範囲です。当時、法人会館はなく、支部総会の場所に大成出版社を会場としてお貸ししたのですが、それなら世話役もということでお役を仰せつかりました。

支部の予算を捻出するため、第4支部のハンドブックに広告や当時問題のなかった会員名簿を掲載するなどして、情報交換できることがメリットだと会員勧奨を行いました。

インタビュー：
長沼広報委員、高宮広報委員長、坂本副会長



第4支部時代のハンドブック

Q:入会のメリットは今も課題だと思います。法人会の憲章にも関わられたと聞きました。

渡瀬さんが会長で私が総務担当副会長のときに、会の基になる「憲章」が必要だということで、2004年に北沢法人会憲章「めざします企業の繁栄と社会への貢献」を定め、また北沢税務署長をお招きし、法人会館で憲章の除幕式も行いました。その後公益社団化5周年を迎えた2016年、より具体的な「理念」が必要だろうとなり28年度の通常総会でこれまでの「憲章」に加え新たな「理念」として

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である
を制定しました。

この「憲章」と「理念」が現在まで引き継がれ、北沢法人会の根本的な原則となっているのです。

Q:法人会館取得の時はどうでしたか。

当時、北沢税務署の向かいのビルの2階をお借りしていたのですが、手狭だったこともあり、会議も開催できる物件を探していたら、会館に最適な塾の建物が見つかったのです。それが現在の会館です。ですが会館取得に借金をすることに反対意見もありました。

当時、第5代会長の折元さん、副会長の渡瀬さんが理事会で説得、私は地主の中野さん(法人会館のお隣)への対応を任せられました。昭和信用金庫さんが融資をしてくださることになりましたが、保証については折元さんがずいぶんご苦労されたと思います。

会館が取得できた時は、嬉しさの証だと思います、会長・副会長が絵画などを寄贈しました。それが今も法人会館に展示されています。



Q:e-Taxの顧問税理士による代理送信は松林さんが推進されたとお聞きました。

e-taxが始まった当初、なかなか浸透せず国会でも問題になっていました。カードを作って申告するので、時間もかかってスムーズじゃなく、全く普及しなかったのです。

そんな折、当時会長だった私に北沢税務署長から普及のアイデア出しを頼まれ、思いを巡らせていたところ、税理士から送信してもらう事を思いつきました。

「顧問税理士による代理送信」は、北沢税務協力団体が推進したのが始まりです。それが全国に普及し現在に至っています。のちに国税庁長官表彰を受賞いたしましたのも、このことを評価していただけたのかと思っています。

Q:北沢法人会から全国に広がったのですね。では今後の法人会に提言はありますか。

一言でいうと「学生と法人会」です。今、人手不足が叫ばれています。また、学生は次代を担う人材ですが、その大半は大企業を志向しているのが実態です。

現在、絵ががきコンクール、租税教育など、小中学校との関わりはありますが、高校生、大学生など、就職を見据えた学生とも関わりを持ち、中小企業の良さを伝えていく。

法人会には、業界・年代や性別などの垣根をいとも簡単に乗り越え、協力する力があります。若者のチャレンジや学びを後押しし、地域全体で人材を育てていくという流れができてくるといいと思っています。

●コラム

商工会議所の世田谷の代表で金融委員会の委員であった松林さんは、経営者保証の見直しを提言し、これが国会でも取り上げられ、保証金額の定めや保証期間の定めを考慮した「経営者保証に関するガイドライン」が策定された。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました(令和7年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1.法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げる事のないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2.中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3.中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制 特定経費力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4.企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

事業承継税制

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

その他

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乗せ)。 ・なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます(上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。



森島重樹先生



山田税制委員長

税制委員会主催 公開税務研修会

税制委員会では、令和7年3月25日(火)18時より、北沢法人会館3階会議室にて、講師を下北沢支部/青年部会所属の税理士・社会保険労務士の森島重樹先生にお願いし、「今さら考えるインボイス制度」というテーマで公開税務研修会を開催しました。

冒頭に、森島先生より、いつもセミナーの初めでお話するこ

とばがあります。「法律ゆうんは弱いもの味方やない、知っとるもの味方するんや」と某マンガの主人好のことばについての紹介があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

また、参加者からの事前質問も受け付けていましたが、講演後その事前質問以外にも多数の質問を参加者の方から頂き、大変盛況な研修会となりました。(税制委員長 山田稔幸)

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

DRILUBE 東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<https://www.drilube.co.jp>

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 丈史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429



組織・厚生委員会合同会議「会員増強・大型保障制度推進会議」

2月28日(金) / 参加者26名 / 場所:Oyster Barジャックポット下北沢

去る2月28日(金)に、組織・厚生委員会共同事業の「会員増強・大型保障制度推進会議」が下北沢のOyster Barジャックポット下北沢で開催されました。参加者は、理事の皆さん12名と事務局1名、保険会社の制度推進員13名でした。

第1部はアフラック生命保険の村井支社長補佐から「がんワクチンについて」のセミナーと受託保険会社3社(大同生命・アフラック・AIG)からの情報提供がありました。

第2部は、懇親会で参加理事と推進員の交流で盛り上がりました。

飯野会長からも恒例のウィットに富んだ挨拶があり、金子副

会長からは、会員増強と制度推進は密接に関係しているとお話がありました。

大型保障制度が、会員に対する保険料の割引のメリット等とともに、法人会の貴重な収入源であり、会員増強のための重要な武器であることを再認識できた会議でした。

今年度は7月に実施を予定しています。今後も組織・厚生委員会の共同事業として継続して推進員の皆さんと交流していくことを約束して3本締めをして散会しました。

(厚生委員長 梅丘支部副支部長 成木 恒寿)





上段左から:東法連女性部会連絡協議会会長 水野珠貴様 東京都主税局長 武田康弘様 東京都知事 小池百合子様 東京国税局長 星屋和彦様
下段左から4番目:北沢法人会最優秀賞受賞後、北沢法人会から選出され、東京国税局長賞・全法連女連協会賞を受賞した 城山小学校 6年 松本 滯珠さん



青年部会「租税教育 代沢小学校」

2月26日代沢小学校で租税教室を開催し、小学校6年生を対象に3クラスに1～3時間目を青年部合計5名で実施いたしました。

今回も税金の意義や役割を小学生にわかりやすく伝え、社会の維持・発展に必要な納税の意識をはぐくみ、将来の納税者である子どもたちに、税金が、教育・道路・公園など公共サービスに使われていることを理解してもらいました。

当初、小学生たちは税金は大人が払うものという認識も多かったのですが、消費税の例を挙げ、大人だけでなく自分たちも納税していてその税金が税務署から日本銀行またその使い方が国会で決まるという流れまで説明しました。

また税金を公平に集めるにはという事をテーマに小学生の

皆さんに考えてもらいました。

3つの会社というチーム分けに、各チームの毎年の利益が違う中、どのように公平に税金が集められるかと議論し発表してもらいました。

利益が多く出たチームが多く払うべきだ、少ない利益のチームは払わなくていいんだと皆さんりの答えを出してもらい活発な勉強会になりました。また最後には1億円の重さをクラス全員で実感してもらいました。すごく喜んでもらいました。

本年は北沢法人会としての租税教室元年、今後もわかりやすく伝わるようブラッシュアップを重ねながら、“知識として残る楽しい租税教室”を目指したいと考えています。

(青年部会 副部会長 長井正志)

(東法連)女連協全体連絡会議&絵はがき選考発表

令和7年3月6日(木) / 場所:京王プラザホテル

3月6日(木)、京王プラザホテルで東京法人会連合会 女性部会連絡協議会の全体連絡会議が行われました。

講演会では家庭でできる食品ロス削減のコツ&防災備蓄について島本美由紀氏を講師に招いて行われました。食品ロスの話は女性部会としても興味があり、先日SKTでも取り上げました。

その後、「税に関する絵はがきコンクール」選考結果発表があり、見事に北沢法人会から選出された作品(城山小学校6年松本滯珠さんの作品)が東京国税局長賞・全法連女連協会賞に選ばれました。選考委員の方は「日本の歌舞伎を題材にしてるのは初めてだ。デザイン性の高く素晴らしい作品である」と賞賛されていました。(女性部会長 坂田裕紀子)



星屋東京国税局長より表彰を受ける松本滯珠さん



松本滯珠さんと女性部会員

建物の企画・設計・監理・土地活用のご相談

株式会社
四季建築設計事務所

代表取締役 坂本 哲

〒156-0043 東京都世田谷区松原2-19-9
TEL:03-3328-1117 FAX:03-3328-1357

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング
利 株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016



東法連第3ブロック青年部会連絡協議会

東法連第3ブロック青年部会連絡協議会が3月27日に行われました。

講演内容は株式会社信濃屋食品 商品部部長の岩崎忠之様による「食から環境を考える」です。岩崎様はバイヤーとして日本中を訪問しており、今回一次生産者の現状をお話いただきました。

私たちが日々当たり前前に口にしている食べ物。最近では食材の値上げが日常的に報道されています。いまでは小売業、流通業は「安さ」を正義として大きな成長をしてきました。しかし自然を犠牲に成り立たせてきた経済の成長でもあります。

例えば化学肥料、農薬を使った慣行農法による大量生産や生簀養殖における餌を海に生息する小魚を使用する、肉牛を育てるために国内の飼料では賅えない分を海外から輸入するなどです。

信濃屋食品は生産性や合理化を求める商売だけでなく作り手に寄り添い、環境課題に取り組めるかをテーマに日々模索しながらビジネスと環境問題を両立することを目指しています。

土づくりからこだわり、できるだけ農薬、肥料を使わない生産者との取り組みや、生簀養殖においては大豆などの植物性のえさを使い海の環境を壊さない取り組みの生産者、肉牛においては牛のふんから肥料を作り、その肥料から牛のえさを育てるアップサイクルに取り組む生産者など環境を考えていく方たちとの取り組みを深めています。

また信濃屋食品では、今ではほとんどなくなってしまった伝統的な醤油、みそを作るのに木桶にこだわっています。生産性、安さを求めるためほとんどがステンレスに置き換えられています。木桶には様々な発酵菌が住み地方地方で様々な特徴になり深さのある味わいになります。その醤油の販売はもちろんその醤油を使い、木桶醤油のミックスナッツやおかき、チョコレートなどオリジナルで作っていて非常に好評を博しています。

このような取り組みの生産者を応援しながら「安さ」が食べ物の価値でなく本当の美味しさを届けるということ、これは私たちの次の世代に引き継いでいく大事なことだと感じました。

(青年部会 副部会長 長井正志)



青年部会「大懇親会&ご卒業を祝う会」

去る2025年3月19日の水曜日、北沢法人会青年部会の卒業式が執り行われました。

青年部会員と先輩方を合わせて70人近いメンバーが一同に介して、50歳という節目を迎えた方々をお祝いするとともに、事業の更なる躍進や健康長寿を祈念しました。

卒業という言葉の響きには若干の寂しさが付き纏います。遠い記憶にある学校の卒業式に対する印象は、「分かれた道が変わることはほとんどない」という別れの文脈が強いものでした。

しかし青年部会におけるそれは、ご卒業される皆様に対しては「背中を押す」という強いメッセージを送るものだった印象でした。同時に、若い世代に対しては卒業された全ての先輩方から「北沢法人会のこれからを背負っていく」という思いを託された瞬間でもあったと思います。

飯野会長をはじめとして、各支部の先輩方からのお話は、卒業される方にも、今後を担っていく世代に対しても、温かい激励のお言葉として届いたと思います。

私は写真担当として会場を歩き回り、記録として残したい一瞬を切り出していました。その中で印象的だったのは、やはり

3月19日(水)／参加者66名／場所:FUTURE LAND TOKYO
会員同士のくだけ方や距離の近さ……言い換えれば「仲の良さ」の部分でした。どこにカメラを向けても笑顔で飲み物を交わしているところでしたので、シャッターチャンスに恵まれすぎて撮りきれないという嬉しい悲鳴をあげておりました。

先輩方からの激励にもあった通り、青年部会内での、ひいては親会と青年部会のつながりがここまで強固かつ良好な法人会は極めて稀なのだそうです。

会員同士が楽しく、腹を割って話し合える風土。そしてそこから生まれる共創の大海原は短い期間ではとても醸成できないものです。先輩方の尽力があり、その風土を青年部会現役世代が連綿と受け継いでいったことで、今回の卒業式に見られた笑顔の数々があったのだと思います。

ご卒業された皆様には、これまでの青年部会を支えてくださった尽力と優しさに最大の感謝を込めて、ありがとうございました。

バトンを受け継いだこれからの世代は、先輩方の想いを受け止めながら、更なる法人会・会員の躍進に向けて尽力していきます。
(青年部会幹事・広報委員 生野貴昭)



北沢警察署「サイバーセキュリティセミナー」のご紹介



4月14日(月)、令和7年度「第1回常任理事会」の前に、警視庁サイバーセキュリティ対策本部から、疋田警部、神馬警部補として北沢警察署の方にお越しいただき、「サイバーセキュリティセミナー(公益事業委員会主催、夏頃開催予定)」について、概要をお話しいただきました。

最近、ニュースでも多く聞かれる「警察官を装った電話」や、ウェブサイト閲覧中に、突然「ウイルスに感染した」などセキュリティ警告画面が表示され、最終的に金銭の支払いを要求してくる「サポート詐欺」などの対応について、興味深いお話を聞くことができました。

当会では、近いうちに本格的な「サイバーセキュリティセミナー(公益事業委員会主催)」を開催し、騙されないようにするにはどうすればよいのか、詐欺にあいそうになったときの対応など、じっくり勉強できる機会を設けます。多くのおみなさまのご参加をお待ちしております。

(事務局)

情報セキュリティ 5か条

- OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう!**
お使いのOSやソフトウェアには、修正プログラムを提供する、もしくは最新版を利用するようにしましょう。
- ウイルス対策ソフトを導入しよう!**
ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル(パターンファイル)は常に最新の状態になるようにしましょう。
- パスワードを強化しよう!**
パスワードは「長く」「複雑に」「使い回さない」ようにして強化しましょう。
- 共有設定を見直そう!**
無関係な人が、ウェブサービスや機器を使うことができるような設定になっていないことを確認しましょう。
- 脅威や攻撃の手法を知ろう!**
脅威や攻撃の手法を知って対策をとりましょう。



世田谷都税事務所からのお知らせ

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～
固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか?



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続きください。



主税局 HP



LoGo フォーム

- 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
<変更できないもの(例)> 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。

国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか?

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員試験(採用NAVI)



◆ 採用関係お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



※令和6年度の実施状況

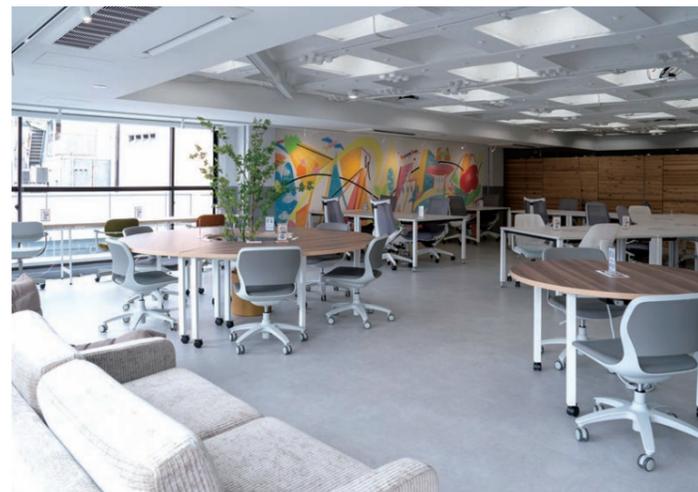
各試験区分	税務職員	国税庁経験者(国税調査官級)
受験資格	1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和6年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和7年6月13日(金)9時～6月25日(水)[受信有効]	令和6年7月22日(月)9時～8月13日(月)[受信有効]
1次試験	令和7年9月7日(日)	令和6年9月29日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和6年11月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)又は10日(日)で指定する1日 人物試験
3次試験		令和6年11月下旬又は12月上旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和7年11月18日(火)	令和6年12月19日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和6年度の実施状況を記載しています。令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

下北沢支部 株式会社コンダクト

代表取締役 植西祐介

スタートアップ支援のプロが運営するコワーキングスペース



はじめまして、下北沢駅徒歩2分のコワーキング&コミュニティkanadeBakoです。世田谷を愛する会計士・税理士・士業グループであるコンダクトグループが運営しています。世田谷発の起業、フリーランス、副業、法人化をする方達を国家資格を持つプロがお金、税、法律の面で強力バックアップ致します。定期イベントや無料相談会も実施中です。ご相談・ご利用はお気軽にどうぞ！



コワーキング&コミュニティ
「kanadeBako」
〒155-0031 東京都世田谷区北沢2丁目5-2
下北沢ビッグペンビル5階
tel.050-1707-0039 (平日10:00~17:00)

桜上水支部 メディアステップ合同会社

代表 住友馨

お金をかけない
ネット集客診断!



【こんなお悩みありませんか?】

- ・ネットでお客さんを増やしたいけど、何から手をつければ…
- ・広告にお金はかけられない…でも売上は上げたい!
- ・人手不足でホームページやSNSの更新にも苦戦…

【Webマーケティングのプロにお任せ!】

もう一人で悩まないでください! 中小零細企業の支援実績豊富なWebマーケティングのプロが、貴社だけの「勝ち筋」を見つけるお手伝いをします。貴社の課題を丁寧にヒアリングし、データに基づき現状をスピーディーに診断します。明日からスグ試せる、貴社の強みと地域性を活かした、オーダーメイドの集客プランをご提案!

【法人会会員様は初回相談無料!】

眠っているWebサイトやSNSを「稼ぐ」ツールへと変えるチャンス!限られた予算とリソースでも最大限の成果を出すための戦略を一緒に描きませんか?

▼ご相談・お問い合わせフォーム▼

<https://www.mediastep.co.jp/contact>

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

utena
1927年創業
飾らない
人間本来の「自然な美しさ」をテーマに、
お客さまの日常生活や悩みに
焦点を当てた商品開発をしています。

株式会社 ウテナ 〒157-8567 世田谷区南烏山 1-10-22
お客様相談室 0120-305-411/ご注文ダイヤル 0120-87-2040

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No. 30 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子

「二度あることは三度ある」の巻

寿司屋の大将:へい!いらっしやい!今日はピッチピチの
あおりかがお勧めですよ~!

ペンギン先生:おお~!良いですねえ。じゃあ、
握りと芋ソーダを1杯お願いします。

大将:まいど!!

佐々木部長:こんばんは~。あ!ペンギン先生。その節は大変お世話
になりました(第22回「飲みにケーションでパケーション??」の巻参照)。

ベ:いえいえ、パワハラ問題は解決したんですか?

佐:はい!社長からはこっぴどく叱られました。部下とも和解できま
したし、先生にもハラスメント研修して頂いたおかげで社内のコミュ
ニケーションが円滑になった気がします。

ベ:それは良かったです!今日はパーっと飲みましょう!

佐:最近、女性アナウンサーが大物芸能人から酷い目に遭わされて
た、なんてニュースが話題になっていますけど、会社側もハラスメン
トを容認するような体質だったなんていわれていますよね。この令
和の時代にまだ風通しが悪い会社なんてあるんですね~。

大将:私は寿司職人一筋でやってきたから大企業のことはよく分か
りませんが、この間来たお客さんが「会社が労災隠しをやっている」
って労基署に通報したら、労災隠しを指示した上司が「誰がチ
クったんだ!」って犯人捜しを始めたそうで、バレたら会社にいられな
くなるかも…なんて深刻そうな顔していましたよ。

佐:そんな会社、こっから辞めてやれば良いんですよ!!

ベ:(酔っぱらうの早いな…)公益通報者に対する解雇や懲戒処分
は無効ですから、静観していれば良いと思いますけどね。

大将:解雇が無効になるっていつても、窓際に追いやられたり、無視
されたりしたら結局は居づらくなりませんか?解雇や懲戒処分をす
ることでのペナルティがないと意味がないような…。

ベ:先日閣議決定された公益通報者保護法の改正案では、解雇や
懲戒処分に対する行為が刑事罰の対象となりました。

個人については6カ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金、法
人については3000万円以下の罰金を科すという内容が盛り込ま
れていますから、今までよりも抑止効果は高いと思います。

佐:そうはいつても、こういうケースって上司にペコペコしている奴
が犯人捜しを手伝ったり、「あいつですよ」なんてチクったりするん
ですよ~。

ベ:公益通報改正案では、事業者が正当な理由なく内部通報者を
特定しようしたり、公益通報をしない旨の合意をすること求めるこ
と等により公益通報を妨げたりする行為が禁止となるので、犯人捜
しの抑止力として期待したいところですね。

ちなみに、公益通報をしない旨の合意その他の法律行為も無効と
なる規定も追加される予定です。

大将:会社の不正を安心安全に通報したり、相談できる会社ってど
れぐらいあるんでしょうかね。結局最初に勇気を出して通報するっ

てところにハードルがありそうですね。

ベ:内部通報制度を整備することは会社の義務ですし、特に改正
案では公益通報に対応する人を「従事者」として指定することが
義務となり、この従事者以外は公益通報した人を特定する情報を
扱えないとか、従事者として指定される人を周知すること等が義務
化されます。常時雇用する従業員が300名以下の事業者は努力義
務とされていますが、こういった制度は早晚全事業者が対象になる
ことが予想されますから早めに準備した方が良いでしょう。

しかも今回の法改正では公益通報者としてフリーランスの方も含ま
れることになりましたから、大企業だけでなく外注を多く使ってい
るような中小企業においても制度を整備することは大切です。

佐:うちは問題なんて起きないから、全然大丈夫ですけどね~。

ベ:(この前パワハラ問題起こしたばかりなのに…)

大将:不正が発覚しても社長が辞任してうやむやにしたという印象
を受けることが多いですが、社長個人が責任を負うことはないんですか。

ベ:最高裁判例では、「会社を名宛人として会社がその業務を行う
に際して遵守すべき全ての法令上の規定を遵守する義務を負う」
と判断されていますから、会社が公益通報者保護法上の義務を履
行していない場合には、会社代表者は法令遵守義務違反となりま
す。不正を知った従業員が内部通報制度が整備されていないこと
を理由として社内に通報することを躊躇してしまって、不正の早期
発見ができずに会社に損害が生じたような場合には、会社代
表者は法令遵守義務違反によって生じた損害を賠償する責任を負
う可能性は十分にありますよ。

佐:そんなことより、先生!!今日は無礼講で飲みましょう!!私がお寿
司ご馳走しますから!!

ベ:…(LINEメッセージが届いた音)
佐々木→さゆりちゃん、今日このあとお店に行くね。待っててね♡

ベ:…佐々木部長、またLINEの送り先間違えてますよ。

佐:え?!

ベ:さゆりちゃん…

佐:何やってんだバカヤロウ!!!!この寿司泥棒が!!!

執筆者紹介
弁護士法人すずたか総合法律事務所
弁護士 山崎由紀子

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館9階
TEL. 03-6206-6497 TEL. 03-6206-6498
HP: <https://suzutaka-law.com/>
Mail: y-yamazaki@suzutaka-lawoffice.or.jp

次回は水口瑛介弁護士(夫)が担当します。

消費税 国内取引か国外取引か

【質問】

当社は、日本国内の視聴者向けの動物動画を提供するホームページの作成・運営をしています。主な収入源はアフィリエイト広告の貼り付けによる広告料収入です。この広告料収入には、国内企業からのものと国外企業からのものがあります。ちなみに当該国外企業は、日本国内に支店等の恒久的施設を有していません。

さて、当社の消費税上の取扱いはどのようになるのでしょうか。

【回答】

アフィリエイトとは、インターネットにおける「成果報酬型の広告」のことです。Webサイト(ホームページ)やブログ、SNSなどのメディアを持つ運営者が、自分のサイトに企業の広告を掲載し、サイト訪問者がその広告から商品購入やサービスを利用すると、メディア運営者に報酬が発生します。アフィリエイトの成果報酬は、自分のサイトに掲載した企業の広告から商品やサービスが売れたときに報酬が得られる「成果報酬型」と、広告がクリックされることによって報酬が得られる「クリック課金型」があります。このような方法で、広告収入を得ています。

さて、この広告収入については、国内企業からのものについては、消費税の課税売上になりますね。では、国外企業からのものについては、どうでしょうか。では、みていきましょう。

消費税法基本通達5-8-3(電気通信利用役務の提供) 一部抜粋

電気通信利用の役務の提供とは、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいうのであるから、例えば、次に掲げるようなものが該当する。

この通達は電気通信利用役務の提供の具体例が示されており、それにより、アフィリエイト広告は、電気通信利用(インターネット)を利用した役務の提供に該当することが分かります。

そこで、役務の提供についての消費税の取扱いをみてみます。

消費税法第4条 (課税の対象)

国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課する。

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

二 役務の提供である場合

当該役務の提供が行われた場所(当該役務の提供が国際運

輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)

三 電気通信利用役務の提供である場合

当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所(現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう)又は本店若しくは主たる事務所の所在地

この条文の上記内容は、消費税の役務の提供が国内において行われたのか、国外において行われたのかについての判定方法が示されています。なぜ、国内取引か国外取引かの判定が必要かという点と国外取引は消費税の課税の対象ではないからです。

原則として、役務の提供の判定は役務の提供が行われた場所で判定することになります。

しかしながら、電気通信利用の役務の提供、すなわち今回のインターネット上の広告については、役務の提供を受ける本店所在地等で判定することになります。

さて、今回の広告料収入をみてみましょう。回答の最初で国内企業からの広告料収入は課税売上だと書きましたが、国内企業の本店所在地等は日本国内です。国内企業からの広告料収入は国内取引(課税)になります。

一方、国外企業の広告料収入はどのような取扱いになるのかみてみましょう。

この場合、国外企業の本店所在地等は国外になりますので、国外企業からの広告料収入は国外取引(不課税取引)となります。

このように、当社はインターネット上で広告を掲載することにより、売上を計上するのですが、インターネット上で広告の掲載については、掲載してもらった相手の本店等の所在地が国内か国外かにより、国内取引か国外取引かを判定することになります。それにより、今回のケースにおける国外企業からの広告料収入については、消費税が課されないこととなります。

以上すべてまいりましたが、インターネットの普及により、今後ますますインターネットを利用した役務の提供について、国外企業との取引も十分ありえることとなります。今回は、国内企業がサービスの提供を行うケースで解説しましたが、国外企業がサービスの提供を行うケースもあるでしょう。このように海外取引に係る消費税の取扱いは、ケースバイケースにより異なってきますので、いろいろと注意を払う必要があるところですね。

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

・税理士:角 光将
・事務所:角光将税理士事務所
世田谷区梅丘1-13-12UME CUBE307
電話:080-4670-6699
E-mail:mitsu3kyu0609@gmail.com

趣味:テニスを大学からしています。
記帳の仕方から法人税や消費税についても精通しておりますので、一緒にお悩みの解決方法を考えてみませんか。お気軽にご相談下さい。



休職制度と復職

新しく社会人になられた方を迎えた企業も多いと思います。

今後の活躍を期待しつつも、中にはその企業に適応できずに休職したり退職したりする人も少なからずいるようです。今回は、この「休職」について、就業規則に定める際のポイントや「復職」についての述べたいと思います。

1. 若手の離職率と離職理由

休職制度とは業務外の病気やケガ、もしくは何らかの個人的な事情によって長期間にわたって会社での就業が期待できない時に、その会社の従業員としての身分を保ったまま一定期間、就業の義務を免除する制度です。

これは法律で定められたものではなく、会社が任意に定める制度なので、休職制度の有無、その発動要件や休職期間の長さなどは会社が独自に定めることができます。

そのため休職は、法定の有給休暇のように労働者が当然に取得できるものではなく、会社がその従業員に休職を命ずる事によって休職が開始されるのが一般的です。

しかし、任意に定める制度とはいえ、労働基準法の第15条で「労働条件を明示しなければならない」とされる項目のなかに入っていますので、定めるのであれば就業規則への記載は必須になります。

2. 休職の事由

ケガや病気などの私傷病、出向、公職への就任や刑事事件の起訴などが想定されます。私傷病や出向はそれぞれ特定して定めませんが、公職への就任や刑事事件の起訴などについては「特別な事情があり休職」として包括的に定めるのが一般的です。

また一定期間の「欠勤」を休職の発令条件とすることがありますが、この場合、連続した欠勤とするのではなく「欠勤等により日常業務に支障を来す…」のようにして、連続した欠勤でない場合でも休職の命令を出せるようにしておいた方が良いでしょう。

3. 休職の事由ごとの休職期間

休職期間についても会社が独自に定めることができます。例えば、事由ごとに勤続年数に応じて休職期間の長さを変えるなどの規定はよく見受けられます。

ただし恩恵的なものだからと言って会社の実情に即さない長さの期間を定めてしまうと、実際に休職が発生した際に会社の負担が大きくなってしまふ事があるので注意しましょう。

4. 休職期間中の給料や手当、保険料や税金などの取扱い

出向の場合は別として私傷病の時などの休職期間中は無給とすることが一般的です。また休職期間中でも社会保険料や住民税など、従業員負担の費用も発生します。後に金銭トラブルや労使トラブ

ルにならないよう、本人からどのタイミングでどのように徴収するかも決めておいた方が良いでしょう。

5. 休職期間が満了したとき

例えば、私傷病が治癒しておりおらず職場に復帰できないなど、定められた休職期間を満了しても休職事由が解消していない場合があります。そのような場合の為、就業規則に「休職期間の満了をもって退職」のように定めるのが一般的です。

他には「会社が必要と認めた時に限り期間を〇〇延長する」なども考えられます。

6. 復職する際の取扱い

本人から休職事由が完全に消滅したことを証明する書類や「復帰願」などを提出してもらい、その上で会社が復帰の判断を行うと規定するのが良いでしょう。

復帰については、基本的には元いた職場に復帰するのが一般的です。しかし、元いた職場のストレスが原因で休職していた場合や業務の負荷を考慮すると、元いた職場への復帰が困難な場合もあると思います。その場合は、復帰後の職場、仕事内容等を復帰する方とよく話し合いの上、決めるのが良いでしょう。

7. まとめ

休職制度は会社が任意に定められる制度です。しかし休職させる必要のない従業員を無理やり休職させたり、なんの配慮もなく自然退職させた場合などは労使トラブルに発展して民事的な紛争が行われる事もあります。権利の濫用にならないように注意してください。

参考:厚生労働省webサイト「モデル就業規則」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000496428.pdf>



〒154-0017 東京都世田谷区世田谷1-33-2

TEL. 03-6407-9307

Email: info@resilience-sr.jp

URL: <https://www.resilience-sr.jp>

公開税務研修会

講師:北沢税務署
金子徹太郎 税務署長・川瀬一彦 副署長

3月12日(水) / 参加者37名 / 場所:北沢タウンホール 4F活動フロア

今回は金子税務署長・川瀬副署長をお招きして公開税務研修会を行いました。

税務署の幹部の方が支部の研修会をして頂けるのは異例の事で大変喜ばしく、尚且つ研修内容は税務署幹部の『よもやま話』。

正直最初は硬い話をされるのではと思いましたが、国税専門官を目指したきっかけ(単純にかっこいいと思った)や、アルバイトの経験、税務署に勤めて良かったことなどの親しみある話をして頂き、同時に、守秘義務や海外渡航の許可制、会食費などの制約(一般の方と気軽に飲めない)、税務署職員は嫌われ者扱いをされている、など私たちの知らない所で税務署ならではの悩みなどを吐露して頂き、お人

柄の出る話を多く聞かせて頂き、常に笑顔のある楽しい研修会があつという間に終了時間になってしまい、もっと聞きたいとの思いと共に税務署が身近に感じられた研修会となりました。

税法や簿記の知識以上にコミュニケーション能力が一番大事と仰っていましたが、本当にそう思います。何故なら下北沢支部の一番の強みは団結力とコミュニケーションだからです。今回の研修会で得たことを力に変えて、下北沢支部は今まで以上のコミュニケーションを図り、税金や税務署の役割などをより多くの方々に広めて地域貢献活動をしていく支部になります!

(下北沢支部幹事・青年部会副部長 小島洋吾)



金子税務署長・川瀬副署長

第2回公開税務研修会

3月28日(金) / 参加人数24名 / 場所:法人会館・蕎麦「寿美吉」



法人会館にて、佐藤支部長のあいさつにより「第2回公開税務研修会」が開催された。司会進行は平塚敬二副支部長。

税務研修は、講師に梅丘支部の廣田税務会計事務所(合同会社JSコンサルティング)の税理士 廣田純子さんを迎え「令和7年度税制改正について」解説いただいた。

昨今話題の「年収103万の壁」見直しや、各種控除や優遇措置などの見直し等、気になる項目を丁寧に説明していた

だいた。

その後、諸々のお知らせ、伝達事項の後、広瀬監事のあいさつで公開税務研修会を終え、懇親会会場、梅丘駅前の蕎麦「寿美吉」へ移動し懇親会が始まった。

新たに入会した矢野さんのあいさつもあり、盛況のうちにお開きとなった。梅丘支部は新年度も法人会活動に邁進すると確認した。(梅丘支部 広報委員会副委員長 細井眞一)

第4回支部会員会議

2月10日(月) / 参加者:9名 / 場所:八幡山 こだわりやフシキ

今年度最後となる会員会議を開催しました。主に「しもたか大さくらまつり」について話し合いをしました。集合時間の見直しなどが検討されました。

懇親会では今回体験で初参加して下さった方がおり、少

人数だったことがよりアットホームな雰囲気となり、みんなと親睦を深めることができ後日すぐにご入会していただく運びとなりました。

(桜上水支部 副支部長 広報委員長 高宮英輝)

しもたか大さくらまつり

3月22日(土) / 参加者:11名 / 場所:日本大学文理学部正門前 桜並木通り



前日までは寒さが続いており桜はまだ全く開花していませんでしたが、当日は晴天に恵まれ大勢の人で賑わいました。当支部のブースでは税金クイズの実施と甘酒の販売、風船の配布をしました。3月とは思えない日焼けしそうな日差しと25℃に迫る温かさとなり甘酒は急遽「冷やし甘酒」も販売することにしました。予想通り温かい甘酒は数杯しか需要が無く、冷やし甘酒が好評でした。

税金クイズは場所がらか学生も多く老若男女多数の方にご回答いただき用意していた景品が無くなってしまいました。

(桜上水支部 副支部長 広報委員長 高宮英輝)

第3回支部会員会議

2月20日(木) / 参加者:21名 / 場所:洋風食堂はしぐち亭



2月20日(木)経堂支部支部会員会議を1部・2部形式で、洋風食堂はしぐち亭(支部会員)にて開催しました。

今年2度目の寒波の襲来で大変凍てつく夜でしたが、貸切の店内は、店長をはじめとするスタッフの笑顔のおもてなしで明るく暖かな雰囲気、18時から第1部がスタート!まず、

2025-26年度経堂支部体制及び支部推薦理事を決定し、続いて年間の行事予算・行事日程について、2024年度の実績を踏まえ、2025年度の予定(公開税務研修:5月&2月、ボウリング交流会:6月、経堂まつり税金クイズ出展:7月、大人の遠足・高尾山:10月など)をみんなで調整し決定しました。

そして、いよいよ待ちに待った第2部の懇親会。店長が腕を振った美味しい料理が次から次へとテーブルに運ばれ心もお腹も満たされ、美味しいワインやホット

ウーロン茶(筆者)で喉を潤し、懇親会が盛り上がりつつあるところで、恒例の1分間全員事業アピール!会員間の親睦の更なる深まりを感じた会員会議は滞りなく無事終了しました。

(経堂支部 副支部長 岡本のぶ子)

千歳台・船橋支部

第3回支部会員会議

3月18日(火) / 参加者:14名 / 場所:マダムチョウの店



3月18日(火) 18:30より、本年度第3回会員会議が参加14名にて開催されました。

冒頭、山崎さんより本年度の会計について報告がありました。

目黒支部長より、新入会員の紹介。時期支部長候補の加藤さんより挨拶がありました。

イベントが多い支部ですので、加藤時期支部長を皆で支えていけるようにと団結しました。

その後、目黒支部長を労い、そして来年度に向けての懇親会に移りました。

(千歳台・船橋支部幹事 広報委員 村上義政)

女性部会

「北沢税務署長を囲む会」「報告会」

3月21日(金) / 「北沢税務署長を囲む会」参加者:18名・「報告会」参加者:15名 / 場所:北沢法人会館

3/21(金) 法人会館にて、北沢税務署長を囲む会、令和6年度女性部会の報告会を開催しました。金子税務署長のお話は「国税組織・税務職員って?」のテーマで、参加型で楽しく学ばせて頂きました。東京国税局の税務署数は?職員数は?北沢税務署の職員数は?世田谷区全体の人口と世帯数、面積は、北沢が面積が小さいですが、人口、世帯数は北沢が一番でした!都内で一番小さい面積の税務署は中央区、日本橋です。金子署長がなぜ税務職員になりたかったのですか?などの質問も出て和やかな会になりました!

参加者からは、税務職員は高卒から採用試験が受けることができ、1年間も学べて職員になれるなんてスゴイ!と感想がでました。

報告会では、絵はがきコンクールの準備、応募、選考会、表彰式や、あしながPウォーク、ふくふくスタンプラリー、北澤例大祭のお手伝いや、梅まつりの税金クイズ、SKTなどの報告等があり、1年が早かったなど実感しながら、女性部会の皆様の活動を振り返りました。移動研修も楽しい企画をして会員交流も深めて行きたいと楽しみにしています。税に関する絵はがきコンクールで、東京国税局長賞・全法連女連協会長賞を受賞したお祝いで、女性部会に飯野会長からはあんみつの差し入れを!また、下北沢支部の飛田支部長から手作りのおまんじゅうを頂きました。

来年度も仲良く楽しく笑顔いっぱい活動をしていきます!

(女性部会 副部会長 広報委員 平塚早苗)



坂田女性部会長 山崎相談役 金子 北沢税務署長

南烏山・粕谷支部

公開税務研修会

講師:北沢税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 濱田拓真 様
講師: 東京ハートリズムクリニック院長 桑原大志 様

3月18日(火) / 参加者:28名 / 場所:烏山区民センター



3月18日(火)令和6年度第2回南烏山・粕谷支部公開税務研修会が、烏山区民センターにて開催されました。参加者は、28名。

第一部は、北沢税務署法人課税第一部門 上席国税調査官 濱田拓真氏による令和7年度税制改正についてです。

法人税や消費税の改正点についてわかりやすく解説して頂きました。

第二部は、健康経営するために不整脈についての徹底解説で、講師の方は、東京ハートリズムクリニック院長 桑原大志氏です。(2017年に法人会に入会済)

不整脈(心房細動)の治療に特化した治療を行っています。

大学病院では、1日20~30人の患者を診療しますが、こちらのクリニックでは、1日3人の患者を診ていまして、1人にかかる時間を長く持てることで、診療の質が高くなる(しっかり診れるので事故がない)事をお聞きしまして素晴らしい診療で、心ある素敵な院長のお話を聞かせて頂き感動しました。

研修終了後は、スーパーシミズヤのケータリングでお寿司、サンドイッチ、オードブルなどで、楽しく話が盛り上がりました。いつも美味しいお料理を提供して頂き感謝です。

(南烏山・粕谷支部 副支部長 広報委員 守随好美)

第29回北沢グリーンミーティング 4月2日(水曜日) / 参加者27名 / 場所:よみうりゴルフクラブ



令和7年4月2日(水)によみうりゴルフクラブにおいて北沢グリーンミーティングが開かれました。前日から雨が心配されましたが当日は前半小雨、後半は雨も上がり無事に楽しくゴルフプレーが出来ました。

27名の皆様にご参加いただき合計8組で回りました。私はよみうりゴルフクラブでのプレーが初めてで、この会の参加も3

回目と少し慣れてきたのでとても楽しみにしていました。キャディさんとても的確で優しい方で、一緒に回っていただいた方々にも励まされながら楽しい充実した一日でした。(偶然にも何と私がドラコンを一個いただきびっくり)

今回の優勝は当会の富澤謙二さんでした。おめでとうございます。表彰式で各順位賞、ニアピン賞、ドラコン賞など景品を授与され皆笑顔。

今回までお世話になった松林顧問から次回は飯野会長にバトンタッチになります。ご参加いただいた歴代署長様をはじめとする皆様、準備から当日ご苦労いただきました幹事の皆様大変ありがとうございました。

(経堂支部副支部長 広報副委員長 公益事業副委員長 女性部会幹事 鳥居佐智子)



税金クイズ 教えて！税金八先生

皆さん、こんにちは。新年度を迎え、契約書等の作成が増えている企業も多いのではないのでしょうか。休憩の間に、クイズに挑みましょう。Let's try!

問 契約書などを作成する時、収入印紙を貼って印紙税を納めなければなりません。この印紙税の発祥地は次のどこでしょうか。

- A. オランダ B. ポルトガル C. スペイン

*答えは下に!

リレー後記

広報委員が順番？に綴る編集後記です、さて今回の担当は…

給田・北烏山支部副支部長 広報委員 女性部会員 上村ともえ

春の陽気に誘われて、仕事でよく通っていた東京駅周辺や新橋を車で走ってみました。

八重洲口側は、いつの間にか高層ビル群へと様変わりしていました。

丸の内ビル、明治安田生命ビル、郵政省ビル、旧東京ビルなども再開発が進み、街の景観はさらに変貌を遂げていました。

お堀端には警察庁丸の内警察署が完成し、さらに帝国劇場ビルの建て替え計画も進んでおり、開業は2030年予定とのこと。懐かしさを感じる一方で、「えっ…すごい！これからも見守っていきたい」と、驚きと期待が入り混じる気持ちになりました。

それもそのはず、今年は昭和100年、戦後80年にあたります。私があちこちで知る江戸時代の街並みから少しずつ変化を重ね、今の姿へと展開してきたのは当然のこと

なのかもしれません。

さて、私が住む給田・北烏山支部地域の要である京王線・千歳烏山駅周辺でも大きな変化が進んでいます。笹塚駅から仙川駅手前までの区間で高架化工事が進行中です。

この区間には、日本最多といわれる“開かずの踏切”が25か所あり、ピーク時にはすべての踏切が1時間に40分以上遮断される状況が続いています。現在も市民は忍耐強く足止めに耐えているのが現状です。

高架開通は、令和13年3月の予定。待ち遠しく、完成が楽しみです。

いつの日か、平成100年、令和100年を迎える東京、特に北沢地域の未来を見てみたいものです(笑)。

そして、そのときには「戦後〇〇年」といった表現が存在しないことを、心から願っています。

私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、地域社会の安心と安全を守ります。



エレベーターメンテナンス・防災
アイテック ツーフォー

株式会社 i-tec24

代表取締役 岩本由起子

〒156-0041 世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231 FAX:03-5301-3240

各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

税金クイズの答え

スペインの独立戦争で財政が苦しんでいたため、1624年に年金を懸賞として「財源を調達する権利」を国民から募集して印紙税が導入されました。

北沢法人会広報誌第379号

ほうじん北沢 4・5月号

令和7年5月1日発行

発行所 公益社団法人 北沢法人会

〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1

TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦

広報委員長:高宮 英輝

編集委員:竹股 克之 鳥居 佐智子 細井 眞一

2025.05.01.2400

昭和信用金庫
サポートプラザ

毎月第2・3・4

水

曜日は

オンライン相談も
可能です。

経営に関する

専門家相談会

相談料
無料

第2 水曜日 「税理士相談会」 相談員協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容 事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第3 水曜日 「弁護士相談会」 相談員協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容 事業に係る法律問題はどんなことでもご相談ください。

第4 水曜日 「社会保険労務士相談会」

相談員協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容 社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

[相談時間] 第2・3・4水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

申込方法

お近くの店舗、または昭和信用金庫(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承願います。

[予約受付時間]

平日 9:00～17:00 まで

相談料 無料

開催日 平日

時間 【完全予約制】 第2・3・4水曜日 13:00～15:00 (一回45分)

場所 シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣
世田谷区北沢 2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

令和6年9月2日現在

【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	代田橋支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	